

随意契約理由書

件名	神戸市営地下鉄蓄電池式電力回生装置点検整備業務	
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>今回随意契約したい直流機器変電設備の点検整備は、鉄道営業法及び鉄道に関する技術上の基準を定める省令で定められた点検で、「神戸市高速鉄道電気施設整備要領」に定め、暦年を通じた計画に基づいて実施している。</p> <p>点検整備対象の直流高圧機器は、交直変換無く列車運行に必要な直流1500Vを供給する唯一の機器であり、運輸事業者として列車運行の確保が求められており、高度な信頼性を必要としている。</p> <p>これらの列車運行用の直流1500Vを供給する直流高圧機器は製作するメーカーにより、仕様が異なり交換する部品・機材に互換性がなく、また整備・調整基準はメーカー独自のもののため、製作したメーカー以外に点検整備できる業者はない。</p> <p>以上により上記業者と随意契約を締結するものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 電気システム課 変電区	(電話番号 791-1467)